	(1) ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（1個の重量が10グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）		
160249.210	〔1〕 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	1kgにつき、豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	JPB11*, SG3
160249.220	〔2〕 課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%	JPB11**, SG3
160249.290	(2) その他のもの	20.0%	B6
1602.50	牛のもの		
	2 その他のもの		
	(2) その他のもの		
	B その他のもの		
	(b) 調味した後に乾燥したもの		
	－ 気密容器入りのもの		
160250.510	－－ 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの	10.0%	B16
160250.590	－ その他のもの	10.0%	B16
	(d) その他のもの		
160250.700	イ 気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）	21.3%	B16
	ロ 気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。）		
160250.890	－ その他のもの	38.3%	B16
	ハ その他のもの		
	－ その他のもの		
160250.999	－－ その他のもの	50.0%	B16
16.03			
1603.00	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース		
160300.010	1 肉のエキス及びジュース	12.0%	B6
17.02	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造蜂蜜（天然蜂蜜を混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル		
	乳糖及び乳糖水		
170211.000	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の99%以上のもの	8.5%	EIF
170219.000	その他のもの	8.5%	EIF
1702.20	かえで糖及びかえで糖水		
170220.100	1 かえで糖	1kgにつき20.80円	B4

170220.200	2 かえで糖水	17.5%（その率が1kgにつき13.50円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B4
1702.30	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%未満のものに限る。）		
170230.100	1 香味料又は着色料を加えたもの	29.8%（その率が1kgにつき23円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B11
	2 その他のもの		
170230.210	(1) 砂糖を加えたもの	85.7%（その率が1kgにつき60.90円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	TRQ-JP7
	(2) その他のもの		
170230.221	A 精製したもの	21.3%	TRQ-JP7
170230.229	B その他のもの	50.0%（その率が1kgにつき25円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	TRQ-JP7
1702.40	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%以上50%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）		
	2 その他のもの		
170240.210	－ 砂糖を加えたもの	78.5%（その率が1kgにつき53.70円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	TRQ-JP7
170240.220	－ その他のもの	50.0%（その率が1kgにつき25円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	TRQ-JP7
170250.000	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	9.0%	EIF
1702.60	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）		
	2 その他のもの		
170260.210	－ 砂糖を加えたもの	85.7%（その率が1kgにつき60.90円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	TRQ-JP7
170260.220	－ その他のもの	50.0%（その率が1kgにつき25円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	TRQ-JP7
1702.90	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の50%含有するものを含む。）		
	3 人造蜂蜜及びカラメル		